

当別町告示第 36-1 号

条件付一般競争入札を行うので、当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）第109条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月16日

当別町長 後 藤 正 洋

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 あいあい公園外施設更新工事
- (2) 工事施工場所 当別町太美町
- (3) 工 期 契約締結日から令和7年12月1日まで
- (4) 工 事 概 要 あいあい公園
  - 遊戯施設更新 N=2 基
  - 阿蘇公園
  - 管理施設更新 N=1 基

2 入札に参加する者に必要な事項

- (1) 入札参加希望者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。
  - ア 令和7・8年度当別町建設工事の競争入札参加資格名簿に業種「土木一式」で登録され、格付等級「A」認定を受けていること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - ウ 入札執行の日までに競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成7年当別町訓令第10号）の規定により指名停止の措置を受けていないこと。
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て

てがなされている者（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。

カ 当別町内に主たる営業所（主たる営業所とは、建設業許可申請書別表又は別紙二(2)の「主たる営業所」欄に記載されているものをいう。）を有していること。

キ 過去２０年間に、本工事と概ね同規模と認められる工事を元請等として施工した実績を有すること。

ク １件の建設工事につき、下請発注額の合計が建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項に規定する額以上となる見込みがある場合は、法第１７条に規定する特定建設業の許可を有すること。

ケ 対象工事の施工現場に配置する現場代理人、主任技術者が適正であること。

### ３ 入札参加資格の確認

#### (1) 申請者等

入札の参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に次の書類を添付して提出し、資格の確認を受けなければならない。

ア 類似工事施工実績書

イ 配置予定技術者等経歴書

#### (2) 受付期間

令和７年４月１６日（水）から令和７年４月２３日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の毎日８時４５分から１７時１５分まで。

#### (3) 受付場所

当別町白樺町５８番地９ 当別町総務部財政課

#### (4) 提出方法

持参すること。

#### (5) その他

ア 申請書類の作成に係る経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

#### 4 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

#### 5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

##### (1) 受付期間

入札参加資格がないと認められたことに対する理由について令和7年5月14日（水）までに書面により説明を求めることができる。

##### (2) 受付場所

当別町白樺町58番地9 当別町総務部財政課

##### (3) 提出方法

持参すること。

##### (4) 理由の説明は、入札参加資格に係る理由説明書により回答する。

#### 6 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認められる者（以下「入札参加資格者」という。）が次のいずれかに該当した場合は、入札参加資格を取消す。

##### (1) 申請書類に虚偽の記載をした場合。

##### (2) 条件付入札の参加資格確認後において、入札の参加資格に欠けることとなった場合。

#### 7 申請書等の配布、閲覧等

##### (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書類の各様式、契約書案、競争入札心得等は次のとおり配布する。

ア 配布期間 令和7年4月16日（水）から令和7年4月23日（水）まで  
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日8時45分から17時15分まで。

イ 配布場所 当別町白樺町58番地9 当別町総務部財政課

ウ 配布方法 上記の場所で直接受け取ること。

エ 費用 無料

##### (2) 設計図書・仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。なお、入札参加希望者は、閲覧期間中、設計図書等を有料で複写することができる。

ア 閲覧期間 令和7年4月16日（水）から令和7年5月28日（水）まで  
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日8時45分から17時  
15分まで。

イ 閲覧場所 当別町白樺町58番地9 当別町総務部財政課

(3)設計図書等に関する質問は、所定の書面により持参し提出すること。

ア 受付期間 令和7年4月16日（水）から令和7年5月27日（火）まで  
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日8時45分から17時  
15分まで。

イ 受付場所 当別町白樺町58番地9 当別町建設水道部建設課

(4)質問に対する回答は書面によるものとし、回答書は次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 回答をした日から令和7年5月28日（水）まで  
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日8時45分から17時  
15分まで。

イ 閲覧場所 当別町白樺町58番地9 当別町建設水道部建設課

## 8 入札執行の日時及び場所

日 時 令和7年5月29日（木）10時00分

場 所 当別町白樺町57番地3 当別町役場 第二庁舎

## 9 入札方法等

(1)入札当日は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

(2)代理人が入札を行う場合にあっては、委任状を提出すること。

(3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わずに、見積もった落札希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約金額に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の相当額として、当該入札書記載額の10%相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(4)入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5)当該入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価

格を設定する。

(6)当該入札に際し、工事費内訳書を提出すること。

## 10 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格者であっても確認後、指名停止措置を受け入札執行時点において指名停止期間中である場合は、その者のした入札は無効とする。

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1)入札保証金の納付

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、見積もった契約金額（消費税相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

### (2)契約保証金の納付

落札した者で、共同企業体以外は契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額を納付しなければならない。

### (3)入札保証金及び契約保証金の納付の免除

(1)及び(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、入札保証金及び契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に、本町を被保険者とする入札保証保険証券（契約保証金の場合にあって、履行保証保険証券）を提出したとき。

イ 過去2年間に国又は道若しくは市町村と同種工事の契約を締結し、これを誠実に履行した者であるとき。

## 12 契約書作成の要否

必要とする。

## 13 その他

(1)入札参加者は、競争入札心得等その他、関係法令を遵守すること。

(2)その他不明な点は、当別町総務部財政課に照会すること。